

## R3.10.1 より 適格請求書発行事業者（登録事業者）の登録申請が始まりました

まだ少し先ですが、R5.10.1 から「適格請求書等保存方式（いわゆる インボイス制度）」が導入されます。今回は、インボイス制度と R.3.10.1 から始まる登録事業者の申請について概要を簡潔にご紹介します。

### インボイス制度について

消費税の基本的な「取引に対する課税」に変更はなく、その取引の資料となる「請求書」の記載事項が追加され、現行の「区分記載請求書」から「**適格請求書（インボイス）**」に代わります。取引の販売者（売り手）はインボイスの発行義務があり、購入者（買い手）はそのインボイスに記載された取引額、税率、消費税額等を消費税計算の根拠として会計処理、税務処理を行うことになります。

#### 【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

#### 【イメージ】

請求書	
〇〇株式会社	株式会社
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
(10%対象 22,000円)	
(8%対象 21,600円)	

※は軽減税率対象

#### 【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ **税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）**
- ⑤ **軽減税率の対象品目である旨**
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

#### （ポイント）

- 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- 免税事業者でも発行可能
- 区分記載請求書の“交付義務”はない

#### 【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

#### 【イメージ】

請求書	
〇〇株式会社	株式会社 (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉 ※	5,400円
合計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円

※は軽減税率対象

#### 【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① **登録番号**  
《課税事業者のみ登録可》
- ② **適用税率**
- ③ **消費税額**

#### （ポイント）

- 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）
- 免税事業者は発行不可（発行するには課税事業者となり税務署長に登録を受ける必要）
- 登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイス交付義務・写しの保存義務が発生

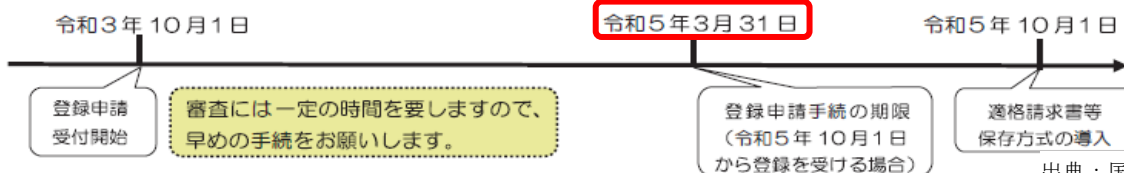
出典：国税庁

### 登録事業者の申請

「適格請求書（インボイス）」を発行できるのは、「適格請求書発行事業者（登録事業者）」のみとなります。登録事業者となるためには、税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、一定の審査後に登録されます。R3.10.1 より登録申請が始まっています。

#### 《登録申請のスケジュール》

登録申請手続は、令和3年10月1日から行うことができます。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。



出典：国税庁

#### @10月の予定

- 10/10・9月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 11/1・8月決算法人の確定申告
- ・11,2,5月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

